

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第四十二号

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部を改正する条例

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例（平成二十年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「農業法人（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法）」を「農事組合法人等（農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法）」に、「に規定する農業法人」を「第一号に掲げる法人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。